

令和 7 年度子育て情報発信事業業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

---

この要領は、令和 7 年度子育て情報発信事業業務委託の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 業務の概要

---

### (1) 名称

---

子育て情報発信事業業務

### (2) 業務の内容

---

別紙令和 7 年度子育て情報発信事業業務委託仕様書(以下、「業務仕様書」という。)」のとおり

### (3) 予定価格

---

1, 344, 000 円(消費税および地方消費税(税率 10%)を含む。)

### (4) 契約期間

---

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 3. 参加資格

---

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年 滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

《営業種目》

大分類：「役務」 中分類：「デザイン」または「広告」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム、または、滋賀県会計管理局管理課  
(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314)

#### 4. スケジュール

| 項目            | 日程                          |
|---------------|-----------------------------|
| プロポーザル公告      | 令和7年7月17日(木)                |
| 要領等に関する質問受付期限 | 令和7年8月4日(月)正午まで             |
| 質問に対する回答期限    | 令和7年8月7日(木)を目途に回答           |
| 企画提案書受付期限     | 令和7年8月18日(月)午後5時まで          |
| プロポーザル審査会     | 令和7年8月20日(水)～22日(金)<br>(予定) |

#### 5. 実施要領等の交付等

##### (1) 実施要領等の交付

交付場所

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階)

(配付時間：午前9時～午後5時 土曜日・日曜日および祝日を除く。)

※実施要領等は、滋賀県のホームページにも掲載する。

※郵送による交付は行わない。

※説明会は開催しない。

##### (2) 質問票の受付、回答

(ア) 質問票受付期限

令和7年8月4日(月)正午(必着)

(受付時間：午前9時～午後5時 土曜日・日曜日および祝日を除く。ただし最終日8月4日は正午まで)

(イ) 提出方法

質問事項がある場合は質問票(様式1)を「10.書類の提出先および問い合わせ先」宛て、電子メールまたはFAX(送信後に、必ず電話により到着を確認す

ること。)のいずれかの方法で提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。

(ウ) 回答

質問票の提出のあった者へ電子メールまたは FAX で回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/>けない。

(エ) 回答期日

回答期日:令和7年8月7日(木曜日)を目途に回答する。

## 6. 企画提案書の提出

---

本公募型プロポーザルに参加する事業者は、次の書類を作成し、提出期限までに提出すること。なお、1 事業者につき1 提案とする。

### (1) 企画提案書(様式2 および様式3)

---

(ア) 提出部数

正1部、副5部(ただし正1部のみ事業者名を記載)

企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

(イ) 形式・装丁

- ・ 企画提案書等の形式はA4判(縦書き・横書きは不問)とすること。
- ・ 材質はすべて紙とし、ホッチキス留めとする。
- ・ 頁数は、4頁以内(表紙は含まない)とし、できる限り両面刷りとすること。
- ・ ページ番号を付与すること。

(ウ) 記載内容

作成にあたっては、業務仕様書に記載している条件を満たし、かつ、事業実施スケジュールについて本業務の目的を達成するために最も効果的であると考えられる内容とすること。

### (2) 経費概算見積価格書

---

(ア) 提出部数

正1部、副5部(ただし正1部のみ事業者名を記載)

- ・ 業務仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。また、課税業者であるか免税業者であるかに

関わらず、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。  
なお、消費税および地方消費税は 10%で算出すること。

### (3) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合）

---

以下に該当する場合は、該当することを証する書類を各 1 部、企画提案書と同時に提出すること。

- (ア) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し 1 部
- (イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部
- (ウ) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1 部
- (エ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1 部
- (オ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し 1 部
- (カ) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し 1 部
- (キ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部
- (ク) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し 1 部
- (ケ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部
- (コ) 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し 1 部
  - ア 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
  - イ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
  - ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

## エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

### (4) 企画提案書等の提出期限および提出方法

#### (ア) 提出期限

令和7年8月18日(月) 午後5時まで(必着)

提案書受付時間：午前9時～午後5時(土曜日・日曜日および祝日を除く)

#### (イ) 提出方法

「10. 書類の提出先および問い合わせ先」まで持参または郵送で提出すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法」によることとし、令和7年8月18日(月) 午後5時必着とする。

## 7. 提案の審査および契約予定者の決定方法

### (1) プロポーザル審査会

令和7年8月20日(水) から22日(金) に予定している。

※プレゼンテーション審査は実施しない。

### (2) 審査方法

審査は滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課が設置する審査会が行う。期間内に各委員が個別に書類審査を実施する。

企画提案書等の提出者による提出書類の評価により選考し、総合点が最も高い者を契約予定者として選定する。

評価にあたっては、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、下記表の重みづけを乗じ点数をつける。(5：特に優れている、4：優れている、3：良い、2：可、1：不適格)

ただし、総合点が満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

評価項目および評価点は下記表のとおり

| 評価項目                          | 重みづけ | 評価点(満点) |
|-------------------------------|------|---------|
| 1 提案内容が県の意図する目的および仕様と合致しているか。 | ×4   | 20点     |
| 2 企画の手法や内容が優れているか             | ×6   | 30点     |
| 3 事業効果が高いか                    | ×4   | 20点     |

|                                                                                                                                        |     |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|
| 4 実施体制は十分か                                                                                                                             | × 4 | 20点  |
| 5 事業に見合った経費が適切に見積もられているか<br>予定価格の 80%未満 …5点<br>予定価格の 80%以上 85%未満…4点<br>予定価格の 85%以上 90%未満…3点<br>予定価格の 90%以上 95%未満…2点<br>予定価格の 95%以上 …1点 | × 2 | 10点  |
|                                                                                                                                        | 合 計 | 100点 |

全審査員評価点数集計後、下記点数を加点

|                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか                                                                                                                                                                                             | 各2点 |
| ② 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか                                                                                                                                                                                                                            |     |
| ③ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか<br>・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか<br>・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか<br>・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか<br>・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか                                                            |     |
| ④ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか                                                                                                                                                                                         |     |
| ⑤ 「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか<br>・ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証<br>・ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録<br>・ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録<br>・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証者 |     |
| ⑥ 県内に本店を有する者                                                                                                                                                                                                                                                                |     |

### (3) 審査結果

---

企画提案書等を提出した全員に、審査結果を文書により通知する。

### (4) 契約締結

---

上記（２）により選定した契約予定者と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）に基づき、予定価格の範囲で委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等に基づき、企画提案書の内容について一部変更することがある。

なお、協議が不調となった場合は、次点の者を契約予定者とする。

## 8. 留意事項

---

次の各号に該当した場合は、企画提案書は失格とするので留意すること。

- ① 提出期限に遅れた場合
- ② 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ③ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- ④ 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- ⑤ 企画提案書等に必要な事項がすべて記載されていない場合、または必要な要件のすべてを満たしていない場合
- ⑥ その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 9. その他

---

- ① 提出された書類については、追加・削除等は認めない。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、本公募型プロポーザルに係る審査以外に利用することはない。
- ③ 本公募型プロポーザルに要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- ④ 提出された企画内容については、協議のうえ変更することができるものとする。
- ⑤ 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を順守するものとする。
- ⑥ 本業務の遂行上知りえた事項は、他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ⑦ 本業務を遂行するうえで疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

## 10. 書類の提出先および問い合わせ先

---

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 担当：廣田

TEL：077-528-3565 FAX：077-528-4854 E-mail：ja00@pref.shiga.lg.jp